

平成30年11月9日

各 位

国立大学法人奈良教育大学学長選考会議議長

米 川 英 樹

学長候補者の選考について（公表）

国立大学法人奈良教育大学学長選考会議は、国立大学法人奈良教育大学学長選考規則に基づき学長候補者の選考について審議した結果、下記のとおり学長候補者を決定しましたので、ここに公表します。

記

1. 学長候補者氏名 加藤 久雄 氏
専門分野：日本語学、文法教育、語彙教育
2. 任 期 3年（平成31年4月1日～平成34年3月31日）
3. 学長選考会議が当該者を選考した理由
学長選考会議は、候補者の所信及び学長選考会議からの質問書に対する回答書の提出を求めるとともに、11月7日には候補者に対する面接調査（ヒアリング）を実施した上で、学長選考会議が定めた学長選考基準に照らし総合的かつ真摯に審議を行った。
その結果、加藤久雄氏が、次の理由により学長としてふさわしい人物であると判断した。
 - ・次期奈良教育大学学長に求められる資質・能力を十分有するとともに、大学が取り組むべき課題への対応方針が明確であること。
 - ・意思決定に際し学内の意見を吸収し共通理解に立った上、大学としてのビジョンを構築していく姿勢が明確であること。（参考）学内教職員の意向聴取投票は、学長選考規則第10条の規定に基づき実施されませんでした。
4. 学長選考会議における学長の選考の過程
別紙のとおり

学 長 選 考 日 程

【選考日程】

年月日 (曜)	事 項	学長選考会議審議内容及び学長選考規則適用条項等	備 考
30. 7. 19 (木)	学長選考会議 (第11回)	<ul style="list-style-type: none"> ・学長候補者の選考日程について ・学長選考基準の制定 ・学長候補者の選考を実施する旨の公示及び公表事項 (選考方法及び日程等) について 	
30. 8. 9 (木)	学長候補者選考の公示	学長候補者の選考を実施する旨の公示及び公表	
30. 9. 27 (木) ~ 30. 10. 3 (水)	学長候補適任者の推薦の受付	<p>第5条 学長候補適任者の推薦は、次の各号のいずれかによるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学長選考会議委員の推薦 二 第10条第2項に規定する意向聴取有資格者 (以下「意向聴取有資格者」という。) 7名の連署による推薦 (ただし、国立大学法人奈良教育大学学長選考会議規則 (平成16年規則10号。) 第2条第1項第2号に定める委員を除く。) <p>2 前項による推薦を行う場合は、本人の同意を得たうえで、学長候補適任者推薦書、履歴書及び業績書を添えて、学長選考会議に推薦するものとする。</p> <p>3 前項による推薦を行う期間は、学長選考会議が別に定める。</p>	
30. 10. 5 (金)	学長選考会議 (第12回) 学長候補適任者の調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学長候補適任者の確認 ・第5条により推薦のあった者について調査 <p>第7条 学長選考会議は、第5条により推薦のあった者について調査を行うものとする。</p>	
30. 10. 29 (月) までに提出 所信及び回答書提出後	学長候補適任者による所信表明等 所信及び回答書の公表	<p>第6条 学長選考会議は、前条により推薦のあった学長候補適任者に対して、所信を記載した文書及び学長選考会議が作成した質問書に対する回答書の提出を求めるものとする。</p> <p>第9条 学長選考会議は、前条により絞り込まれた学長候補適任者の所信及び回答書の内容を意向聴取有資格者に公表するものとする。</p>	
30. 11. 7 (水)	学長選考会議 (第13回) 学長候補者の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・学長候補者の決定 (必要に応じて面談等を実施) ・学長候補者の学長への報告 ・学内公示の内容の審議 <p>第11条 学長選考会議は、第6条の所信及び回答書の内容並びに第7条による調査結果等をもとに、前条の意向聴取の結果を参考にしつつ、学長候補者を決定する。 (平成16年度第3回学長選考会議確認事項) ① 意向投票の結果は参考にしながらも、学長選考会議は意向聴取と異なる決定をすることがある。この場合は、相応な説明を行う。</p>	
学長選考会議 (第13回) 終了後～	学長候補者決定の学長報告及び公示	2 学長選考会議は、第1項により学長候補者を決定したときは、その旨を学長に報告するとともに、公示し学内に周知するものとする。	議長報告 議長名
学長選考会議 (第13回) 終了後～ 30. 11. 8 (木)	学長就任の交渉 学長候補者の意思決定 次期学長の決定 文部科学大臣へ申出	第12条 学長選考会議は、前条により決定した学長候補者に対し、学長就任の交渉を行うものとする。	